

電子納品運用要領(平成20年4月) 改訂内容(新旧対応表)

※ 下記以外にも、章・節・項目等の番号や、意味、内容の変わらない範囲での字句の訂正、修正、追加がある。

主な改定事項	改定前ページ	改定後ページ	章番号	項目等	改定前	改定後	改訂の理由
○	p4	p4	4-3	電子媒体	電子納品する際の媒体はCD-Rとする。	電子納品する際の媒体は、基本的にCD-Rとする。	やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用を可とした。
○	p6	p5	4-4	納品物のチェック	受注者は電子成果品を納品する前に、必ず、国土交通省の「電子納品チェックシステム」(以下「(国)電子納品チェックシステム」という)によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。	受注者は電子成果品を納品する前に、必ず、山梨県の「山梨県土木部電子納品チェックソフト」(以下「(県)電子納品チェックソフト」という)によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。	山梨県の職員及び山梨県が発注する業務及び工事の受注者を対象に「山梨県土木部電子納品チェックソフト」を無償提供できることとなったため、国土交通省の「電子納品チェックシステム」の準用を廃止し、(県)電子納品チェックソフトを適用することとした。